

# 広報かでな

＝ 発行所 ＝  
**嘉手納村役場**  
 電話 098976—2001・2628  
 編集  
 企画経済課 広報係

喜手納村議会は、三月二十四日の第二十七回定例会において「嘉手納村・読谷村合併問題についての声明」を決議しました。

これは、「読谷村・嘉手納村合併協議会規約」が、同日の両村議会において廃止されたことに対してなされたものです。

嘉手納村・読谷村の合併問題は両村の発展、繁栄と地域住民の福祉増進をはかる目的で強力におし進められてきたが、今回は嘉手納村側が、今後は必ずしも読谷村側の一方的な都合により事実上白紙に戻さざるを得なくなつた。

嘉手納村と読谷村は比謝川を中心として南北に位置し、教育、文化、交通、経済その他、面々で歴史的、地理的に深い関係があり、将来についても両村の共通する問題点も多く、合併の推進によつて

大きな展望が開けるものと期待されていた。

そのため両村においては、昨年十二月の議会で「読谷村・嘉手納村合併協議会規約」を議決した。そして昨年一月「読谷村・嘉手納村合併協議会」の設立によつて両村の合併問題は、いよいよ本格的に検討される段階に至つたのである。

合併協議会は第一回から第六回まで実質的な審議を重ね、組織、運営、任務の分担等から始まり、合併に関する基本方針の策定、その時期、形式、範囲、職員、身分の取扱い、財産の処理の仕方、事業の進め方等について、きめ細かな検討がなされてきた。

そこで合併期日を昭和四十九年九月一日を目標とすると定め、合併作業も順調に進められてきた。そして合併後の新町名の募集、新町役場の位置



声明書を全会一致で決議した村議会本会議

その時期、形式、範囲、職員の身分の取扱い、財産の処理の仕方、事業の進め方等について、きめ細かな検討がなされてきた。

そこで合併期日を昭和四十九年九月一日を目標とすると定め、合併作業も順調に進められてきた。そして合併後の新町名の募集、新町役場の位置

とその他の用地の確保について具体的な活動が行なわれてきた。これらの問題については、すべて見通しも明るく、両村合併の基盤も整備されつつあるかに見えた。

ところが、その後第七回合併協議会（昭和四十九年六月十日）において読谷村側の都合により合併期日を昭和四十九年九月一日から昭和五十年三月一日に変更されることになった。

これは読谷村長の突然の辞職に伴つておきた問題であり、合併問題は新しく選出さ

れる村長の意思決定のもとに改めて検討されるべきものであるとして、読谷村側の強い意向を受けてとられた措置である。

しかも九月には村議会議員の改選も行なわれ、その結果読谷村側合併協議会委員の一部が交替することになり、新たな局面を迎えることになった。

そこで、ついに第八回合併協議会（昭和四十九年十一月十九日）において、読谷村側から次の五項目の見解が提示され、ここに両村の合併問題は事実上白紙に戻されることになった。

一、第七回合併協議会で決定されていた合併期日「昭和

## 嘉手納村・読谷村

### 合併問題についての声明

しかも、その時点では嘉手納村側は、昭和五十年三月一日を目標としてと主張したにもかかわらず、読谷村側から、九月に村議会議員の改選もあり、また、合併作業を進める上での事務的、技術的処理の段階でも十分可能であるとの提案がなされ、期日の設定が行なわれたものである。

その後第七回合併協議会において、さらに期日の変更がなされているだけに、今回の読谷村側の提示した「時間的に不可能」ということについては、具体的に何を示しているのか問題となる。

合併作業を進める上での事務的、技術的に不可能と

いうならば、どの程度の時間があれば可能か、その判断の基準となるべき期日の提示もなされていない。

また、合併に関して読谷村側の考えをまとめる時間がないというならば、一体どの程度の余裕があればそれをまとめる意思があるのか、あるいはまとめる意思があるのかどうかの判断もつかない状態にある。

二、合併問題の進め方については、村民意思を尊重して、結論を出すというところは当然のことといえよう。その点では、次の二つの前提がなければならぬものと考える。

第一に合併協議会設立以前、つまり議会において合併協議会規約を議決する以前に、それぞれの理事者の合併に関する原則的な政治的態度と、合併問題を機関にのせて検討するための村

的、個別的に問題点が提起されたのち、村民個々の利害得失に関して判断が下せられるだけの資料が提供されなければならぬ。

その時点に至つては、最終的な意思を問う機会が得られるわけである。従つて読谷村側の提示した見解はむしろ合併協議会設立以前の政治的決断の問題であり、村民意思の把握の問題であると考えられる。

合併作業が具体的に進められている段階において、このような形での民意の把握を問題とするのは、むしろ詭弁であると断ぜざるを得ない。

少なくとも自治体間の信頼関係を損うものとして、読谷村側は全面的にその責めを負わなければならないものと考える。

三、予算措置を伴わず、しかも形式的に事務局を置き、合併規約を存続させるといふことは、実態のない機関を常設することになり、行政運営上多くの支障をきたすことになる。たとえ形式的にせよ事務局を置くといふことはあくまでも合併を前提としての事務処理が行なわれるということになるからである。

従つて実態の伴わない機関の設置のために、継続的に独自の自治運営上必要とされる各種事業が中断され、住民福祉の向上に支障をもたらす結果となる。

すべての面において住民福祉の増進を優先させなければならぬ地方自治体において、一日たりとも行政上の空白、停滞は許されるものではない。

読谷村側に合併について具体的な計画も目標とする期日の設定もないまま実態の伴わない機関や規約の存

以上のことから、嘉手納村議会としては、今回の合併問題は事実上終了したものとみて、ここに合併規約を廃止する。

合併推進の過程では、新町名の募集その他の面において、村内外からの絶大な協力をいただき感謝するとともに多数の村民の努力が報いられたことが、ばかりでなく多額の村費を費やしたことに、誠心申し訳なく遺憾の意を表すものである。

今後嘉手納村としては、読谷村その他の合併に関し、それが地域住民の福祉を増進させ、住みよい町づくりにつながる可能性のある限り、いつでも話し合いに応ずるだけの態度は保持しつつも、今回の合併作業は全て終了したことをここに声明する。

昭和五十年三月二十四日  
 嘉手納村議会